ひたち食品ロス削減パートナー制度登録要領

日立市生活環境部リサイクル推進課

１　目 的

　循環型社会の形成に向け、一般廃棄物の排出抑制と食品資源の有効利用を推進するため、市内飲食店等の「ひたち食品ロス削減パートナー制度」への登録を県の同様の事業と連携・協力しながら進めることにより、外食産業等における食品ロス削減の取組を促進するとともに、市民の食品ロス削減に関する意識の向上を図ることを目的とする。

２　対象事業者

　市内で営業している飲食店、宿泊施設（ホテル・旅館）等（以下「店舗」という。）

３　登録要件

　市は、食材のロスや食べ残しを削減するための次の取組項目のうち１つ以上を実践する店舗を、パートナー制度協力店として登録する。

(1)　客への普及啓発活動

　利用客に対し、宴会時の「3010 運動」の実践や適量注文の呼び掛け

(2)　メニューの工夫

　ハーフサイズや小盛メニューの設定、客の好みや年齢層、男女比等に応じたメニューの提案・提供、食事の進み具合に応じた料理の提供等

(3)　残した料理の持ち帰り

　持ち帰り容器の常備、持ち帰り可能なメニューの設定等

(4)　(1)～(3)以外の取組

　顧客情報のデータベース化、ビッグデータの活用等による食品ロスの削減の取組など

４　パートナー制度協力店の役割

(1)　「３　登録要件」の取組項目を積極的に実践し、食品ロスの削減に努める。

(2)　市から交付された登録証その他の啓発資材を店舗内に掲示し、顧客に対して啓発を行う。

(3)　市が実施する食品ロス削減のための取組に協力する。

５　申請方法

(1)　パートナー制度協力店としての登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、店舗ごとに「登録申請書（様式１）」を市に提出するものとする。

(2)　申請者は、登録を受けた後、「７　登録店の情報発信」に規定する市の情報発信について、あらかじめ承諾するものとする。
(3)　市は、申請者から提出された申請の内容を確認の上、パートナー制度協力店として登録し、登録を受けた申請者に対して登録証及び登録ステッカーを交付する。

６　県事業との連携

(1)　市は申請者から、本事業と同様の県事業「いばらき食べきり協力店」への登録の希望があった場合は、県へ「登録申請書（様式１）」の写しを送付することができる。
(2)　県が受領した県事業「いばらき食べきり協力店」の申請書であっても、「ひたち食品ロス削減パートナー制度」の登録を希望する申請者（日立市内に所在する店舗に限る。）については、その写しをもって申請に代えることができる。

７　登録店の情報発信

市は、ひたち食品ロス削減パートナー制度協力店一覧を作成し、一覧に記載した店舗の名称、所在地、連絡先、取組内容その他の情報を市ホームページへの掲載その他の方法により、広く市民に情報発信を行う。

８　登録内容の変更

パートナー制度協力店は、登録申請書に記載した内容を変更する場合（取組項目を追加、減少する場合を含む）は、速やかに「登録変更届（様式２）」を市に提出するものとする。

９　登録の取下げ

(1)　パートナー制度協力店は、「３　登録要件」で選択した取組を満たさなくなった場合又は店舗を廃止する等の理由により取組を中止する場合は、速やかに「登録取下届（様式３）」を市に提出するとともに、登録証等の掲示を取り止めるものとする。
(2)　市は、提出された届出書の内容を確認し、ひたち食品ロス削減パートナー制度一覧及び市公式ホームページ等の掲載情報から削除する。

10　登録の抹消

(1)　市は、パートナー制度協力店が要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなどパートナー制度協力店として適当ではないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
(2)　登録を抹消された店舗は、速やかにポスター等の掲示を取り止めること。

11　登録期間

登録を受けた日から起算して５年間とする。ただし、「登録更新申請書（様式４）」を市に提出することにより、更新を妨げない。

12　補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定める。

附　則

この要領は、令和３年８月 18 日から適用する。